資料２

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令　和　５　年　２　月
経済産業省製品安全課

１．概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成２５年経済産業省令第３４号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（２０１３０６０５商局第３号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのＪＩＳの最新版への見直し等を行う。

２．改正の内容

⑴ 改正方針

国際規格（ＩＥＣ規格）に準拠したＪＩＳ等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

⑵ 改正する規格の数：　４規格

改正区分	基準数
①採用済のＩＥＣ規格に準拠したＪＩＳを、より新しい版に置き換えるもの	４
②未採用のＪＩＳを、新たに採用するもの	０

⑶ 猶予期間経過により削除する規格の数：２規格

３．今後のスケジュール

⑴ パブリックコメント：３月実施予定（３０日間）

⑵ 改正：５月以降予定。ただし、改正から３年間は、なお置き換える前のＪＩＳ規格によることができるものとする。

資料2別添1

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60974-5(2023)	JIS C 9300-5:2022	IEC 60974-5第4版(2019)	アーク溶接装置— 第5部:ワイヤ送給装置	J60974-5 (H25)	JIS C 9300-5:2010
2	J61084-1(2023)	JIS C 8471-1:2022	IEC 61084-1第2版(2017)	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー 第1部:通則	J61084-1 (H14)	JIS C 8471-1:2000
3	J61084-2-1(2023)	JIS C 8471-2-1:2022	IEC 61084-2-1第2版(2017)	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー 第2ー1部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項	J61084-2-1 (H14) J61084-3-1 (H30)	JIS C 8471-2-1:2000 JIS C 8471-3-1:2017
4	J62368-1(2023)	JIS C 62368-1:2021+追補1:2022	IEC 62368-1第3版(2018)	オーディオ・ビデオ, 情報及び通信技術機器ー 第 1 部:安全性要求事項	J62368-1(2020)	JIS C62368-1:2018+追補1 (2019)

資料２　別添２

整合規格へ採用するJISの概要

1　J60974-5 (2023)

・採用するJIS：**JIS C 9300-5:2022**　アーク溶接装置―第５部：ワイヤ送給装置

・適 用 範 囲：　この規格は、工業用及び専門家用に設計し、アーク溶接及び関連プロセスのために用いるワイヤ送給装置の、構造性能要求事項、安全要求事項及びEMC要求事項について規定する。
　この規格は、ワイヤ送給装置及びワイヤ送給制御装置に適用する。装置のタイプは、これらが分離したタイプ、これらが一つのきょう体（外箱）に収納されたタイプ、又はこれらが他の溶接装置とともに一つのきょう体（外箱）に収納されたタイプがある。

・電気用品名：アーク溶接機

・主な改正内容：対応国際規格であるIEC 60974-5:2019を基として、以下のような改正などを行った。
・保護クラスを明確にするため、JIS C 0365 に規定する保護クラスを追加した。
・故障状態の接触電流に関する要求事項、不用意な接触からの保護に関する要求事項、結合装置の位置に関する要求事項、等を追加した。
・EMC要求事項として、JIS C 9300-10の要求事項を満たさなければならないとした。

2　J61084-1 (2023)

・採用するJIS：**JIS C 8471-1:2022**　電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第１部：通則

・適 用 範 囲：　この規格は、交流1000V以下及び直流1500V以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線、ケーブル及びその他の電気機器の収納及び必要に応じて電気的保護分離を目的とする、ケーブルトランキングシステム（CTS）及びケーブルダクティングシステム（CDS）の要求事項及び試験について規定する。

・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】　個別製品規格による
金属製線樋、電線管類附属品（カップリング、ティ、ボックス等）

・主な改正内容：次のとおり。

項目番号	概要
箇条3	2個の用語を削除し、20個の用語を追加した。
6.1	材料別ごとに分類を規定していたが、構造別に見直されたため、材料別の分類は、規定しないことに変更した。
6.7	エンクロージャの危険部への接触に対する保護等級の分類を追加し、太陽光線に関する保護の分類を削除した。
7.1	製品の保護接地端子にIEC 60417に規定する記号を表示することを追加した。
7.4	保護接地端子以外の記号も、IEC 60417に規定された記号を例として追加した。
9.5	漏電などで露出導電部に電気が流れても人体を保護する規定として，露出導電部への接地に関する構造及び試験方法を追加した。
9.10 9.11	CTS又はCDS内でケーブルが外れるなどが考えられるため、ケーブル拘束部品及びケーブル止めの規定を追加した。
10.5	コンセント及びコンセント以外の機器取付部品の固定試験を追加した。
14.1	エンクロージャによる保護等級を追加した。

3　J61084-2-1 (2023)

・採用する JIS：**JIS C 8471-2-1:2022**　電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項

・適 用 範 囲：　この規格は、交流 1000 V 以下及び直流 1500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線、ケーブル及びその他の電気機器の収納及び必要に応じて電気的保護分離を目的とする、ケーブルトランキングシステム（CTS）及びケーブルダクティングシステム（CDS）の要求事項及び試験について規定する。
　この規格は、壁及び／又は天井に取り付けるシステムに適用する。このシステムは、埋込み、表面露出埋込取付、半埋込取付、露出取付又は固定部品を使って表面から離れた位置への取付けに適用可能である。

・電 気 用 品 名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】
　　金属製線樋、電線管類附属品（カップリング、ティ、ボックス等）

・主な改正内容：次のとおり

項目番号	概要
箇条 3	対応国際規格に合わせて、1個の用語を削除し、6個の用語を追加した。
箇条 6	3個の分類（種類）を削除し、20個の分類（種類）を追加した。
7.3	文書への表示について、"形式関連事項を表示する。"と抽象的な規定となっていたが、表示すべき内容を詳細に規定した。
10.6	機能領域を明確にするために、図106を追加し、配置例を図107に追加した。
14.2	耐食性又は汚染物質に対する保護について、在来工事で使用する金属製のCTSは、電線管関連の規格と整合させるために、JIS C 8461-21:2019の14.2の試験によって判定することを追加した。

4　J62368-1 (2023)

・採用する JIS：**JIS C 62368-1:2021＋追補 1:2022**　オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器ー第 1 部：安全性要求事項

・適 用 範 囲：　この規格は、定格電圧が 600 V 以下の、オーディオ、ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定する

・電 気 用 品 名：テレビジョン受信機、複写機、直流電源装置、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、謄写機、事務用印刷機、文書細断機、電動断裁機など

・主な改正内容：対応国際規格である IEC62368-1:2018 を基として、以下の改正等を行った。
　・リチウムコイン（ボタン）電池を含む機器への要求が、リチウムコイン（ボタン）電池以外のコイン（ボタン）電池にも拡大された。
　・大型記憶装置の要求事項が追加され、人が装置に入って作業する場合に関しての安全要求事項を規定した。
　・時計、ヘッドセット等の人体に着用するウェアラブル機器に特化した接触温度の限度値が設けられた。